

新司法修習の司法修習生指導要綱の概要について

当委員会の「議論の取りまとめ」を踏まえて検討している司法修習生指導要綱の概要は、以下のとおりである。

1 全体の構成

総則

実務修習

分野別実務修習

選択型実務修習

集合修習

2 総則について

- (1) 「法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法の修得」を指導理念として定める。
- (2) 実務修習及び集合修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力及び書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点を置いて指導するものとする。
- (3) 成績評価に関する基準として、その段階（分野別実務修習については4段階、集合修習については6段階）と評価の観点を規定する。

選択型実務修習における成績評価については、選択型実務修習のガイドラインについての検討も踏まえた上で定める。

（なお、分野別実務修習については、各成績の内容、評価する際の具体的観点等について、司法研修所と実務庁会との間で、申し合わせを作成する予定である。）

3 実務修習について

(1) 分野別実務修習

裁判、検察及び弁護につき、それぞれ、指導目標、指導方法、指導の範囲及び方針を規定する。いずれの分野においても、指導目標は、具体的事件につい

て、それぞれの立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、それぞれの立場の心構えや実務の実情を理解させることに置くものとする。

裁判

- ・ 民事裁判，刑事裁判いずれにおいても，通常訴訟の第一審事件で実務上比較的多く見受けられる事案を選択し，その法廷を傍聴させ，裁判官の合議を傍聴させるなどして，裁判の実情を理解できるようにするとともに，裁判書全文の起案だけでなく，修習に適する部分の起案や事案の争点及び争点についての事実認定の要点について記載をさせる方法も活用するものとする。
- ・ 指導に当たっては，法曹として必要な基本的能力の養成に重点を置くよう配慮し，裁判実務における技術的，形式的な事項の指導は，法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるものとする。また，司法修習生同士の討論をさせるなど，司法修習生の積極的，主体的取組を引き出すようにするものとする。
- ・ 民事部に配属されている期間における刑事裁判修習（及びその逆）について，機動的に対処できるよう配慮するものとする。
- ・ 家庭裁判所における家事事件及び少年事件の修習については，一定期間必修として行うものとする。

検察

- ・ 指導に当たっては，実際の事件の捜査，処理，公判立会その他の検察事務について検察官の立場で修習することなどを通じて，法曹として必要な基本的能力を養成することを主眼とし，その際，技術的，形式的な事項の指導は，基本的なものにとどめ，検察官として必要な心構えを理解させることを心掛けるものとする。
- ・ 事件の捜査，処理，公判の立会のそれぞれについて，具体的に指導し，また，必要に応じて，裁判所，弁護士との連絡，関係機関との連携協力等

についても指導するものとする。

弁護

- ・ 指導は、配属会が選任した個別指導担当弁護士が行い、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導するほか、法廷内外の活動その他の具体的事件処理に立ち会わせて、弁護実務の実情を体験的に理解させるように努めるものとする。
- ・ 指導に当たっては、弁護士倫理及び公益活動とともに、民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分して行うものとする。

(2) 選択型実務修習

選択型実務修習のガイドラインの検討を踏まえ、その骨子を指導要綱に規定する予定である。

- (3) なお、実務庁会の各指導担当者は、互いに連携を図りながら、司法修習生が一つの分野別実務修習を終えて別の分野別実務修習に移った後でも、特定の具体的事件について、その後の進行状況をフォローして修習することにより、一つの事件を全体的に体験できるように配慮するものとする。

4 集合修習について

- (1) 各科目を通じた留意事項として、科目間の連携を高めること及び修習生が積極的、主体的に取り組むように配慮すべきことを明らかにする。
- (2) いずれの科目においても、分野別実務修習における体験を踏まえて、これを体系化するとともに、それぞれの実務の標準的な在り方を修得させることを指導目標とし、指導方法としては、修習記録に基づく起案とその講評を中心とするものとする。
- (3) 各科目のほか、民事共通科目、刑事共通科目を設け、民事裁判と民事弁護共通の講演や演習、刑事裁判、検察、刑事弁護による共通問題研究等を行うものとする。